

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先）京都市知事		平成23年9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 亀岡市安町野々神8番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 亀岡市役所 亀岡市長 栗山 正隆 電話 0771-25-5071					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO2換算）排出量を平成27年度までに平成21年度比で9%削減する。						
計画を推進するための体制	市長を環境管理総括者、副市長を環境管理副総括者、その他実行部門長、環境推進員、施設長を任命し、環境マネジメントシステムを運用することにより進行管理を行っている。また、副市長を長とする環境管理委員会において、定期的にシステムの進捗状況を審議するとともに、市長によるマネジメントレビューを実施し、改善に努めている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	24,363.2 トン	23,575.0 トン	23,088.9 トン	22,602.8 トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,748.5 トン	23,575.0 トン	23,088.9 トン	22,602.8 トン	-6.7 パーセント	
	目標の根拠	機器の更新や、避難誘導灯等を高効率な電灯へ交換することで5%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (施設数)	243.63	235.75	230.89	226.03	-5.21 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠 改正省エネ法対象の施設数を原単位の指標とする。機器の更新や、避難誘導灯等を高効率な電灯へ交換することで5.03%の削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		28.0 パーセント	33.0 パーセント	33.0 パーセント	33.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。 機器の更新や、避難誘導灯等を高効率な電灯へ交換する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月2回、エコ通勤デーとして自動車等の使用を控えている。					
	上記の措置を採用する理由	平成22年度に実施したところ、多くの職員の協力が得られたため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ゴーヤの苗を各事業所に配布し、みどりのカーテン事業を実施している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。